

川西市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留タンクを設置しようとする者に対して、川西市雨水貯留タンク設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、雨水の流出抑制及び有効利用を図り、良好な水循環型社会の創出と意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 建築物の屋根からの雨水を貯留する貯留槽及びその附属設備をいう。
- (2) 購入費 雨水貯留タンクの購入に係る費用をいう。
- (3) 設置費 雨水貯留タンクを設置するために必要な部材や工事費用をいう。ただし、設置に使用する道具に要する費用は含まない。

(助成の対象者等)

第3条 この要綱による助成の対象者は、本市の下水道法（昭和33年法律第79号）による事業計画区域内の建築物（戸建住宅、集合住宅、事業所等をいう。以下同じ。）に付随して雨水貯留タンクを設置し、自ら使用する者であつて、次の各号に該当するものとする。

- (1) 過去にこの要綱による助成金を受けて設置した雨水貯留タンクが設置されていない建築物に、雨水貯留タンクを設置しようとする者であること。（移転補償等機能回復により設置するものを除く）
- (2) 借地又は借家等に係る建築物に雨水貯留タンクを設置する場合は、当該借地又は借家等の所有者の承諾を得ている者であること。
- (3) 雨水貯留タンクの容量が1基あたり100リットル以上のものであること。
- (4) 雨水貯留タンクは、川西市雨水貯留タンク設置基準を満たしたものであること。
- (5) 雨水貯留タンクは、既設の雨樋（屋根の軒樋で集水した雨水を屋外雨水排水設備に排除するための雨水排水立て管をいう。）から分岐して設置するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公団若しくは公社
- (2) 販売を目的とした建築物に雨水貯留タンクを設置しようとする者
- (3) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が不適当と認めた者

3 同一の建築物に対して、助成金の交付は1回限りとする。ただし、前回の助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から7年を超えている者については、この限り

でない。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、雨水貯留タンクの購入費及び設置費の総額の2分の1以内で、限度額を30,000円とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川西市雨水貯留タンク設置助成金交付申請書兼誓約書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書
- (2) 位置図
- (3) 配置図（平面図、構造図）
- (4) 承諾書（様式第2号 雨水貯留タンクを設置する土地又は建物の所有者が申請者と異なる場合に限る）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

2 申請書は、雨水貯留タンク設置工事に着手する15日前まで又は当該年度の11月30日のいずれか早い日までに前項の申請書及び添付書類を管理者に提出しなければならない。ただし、行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(決定の通知)

第6条 管理者は、前条の規定に基づく申請があったときは、この要綱の規定に基づき、その内容を審査し、助成の適否を決定し、その旨を文書（様式第3号、様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等報告)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）が、助成金申請内容を変更等するときは、川西市雨水貯留タンク設置変更等届（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による雨水貯留タンク変更等届の提出があったときは、変更内容を審査検討し、前条の規定による決定を変更することができる。
- 3 助成対象者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 助成対象者は、川西市雨水貯留タンク設置完了報告書（様式第6号）に

次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真
- (2) 施工業者等からの購入費及び設置費の領収書
- (3) 川西市雨水貯留タンク助成金交付請求書（様式第8号）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の報告書は、雨水貯留タンクの設置工事が完了後2週間以内、又は当該年度の12月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなす。

3 管理者は、第1項の報告書の提出を受け、完了検査を実施するものとする。

（確定の通知及び交付）

第9条 管理者は、前条の完了検査において助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、川西市雨水貯留タンク設置助成金交付額確定通知書（様式第7号）による通知を行うとともに助成金を交付するものとする。

（助成金交付決定及び助成金交付の取消し）

第10条 管理者は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金交付決定及び助成金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（助成金の返還）

第11条 管理者は、助成金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期間を定めて助成金の返還を命ずることができる。

（管理義務等）

第12条 助成金の交付を受けた者は、雨水貯留タンクを、当該助成に係る金銭の交付を受けた日の属する年度の翌年度から7年以上適切に維持管理するとともに、第1条の目的に反した使用や、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

（立入検査）

第13条 管理者は、助成事業の適正な執行を確保するために、助成金の交付後、必要に応じて雨水貯留タンクの設置状況を現地において確認することができ

る。

(補則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。